

No.	区分	質問	回答
1	制度全般	キャンペーンの目的を教えてください。	令和八年熊本地震により深刻な影響を受けた九州地方の風評被害を払拭し、旅行需要を早期に回復・喚起することで、観光再生を図ることを目的としています。
2	制度全般	キャンペーンの名称を教えてください。	「九州ふっこう応援割おいた」です。
3	制度全般	割引適用期間はいつですか？	予約方法によって異なります。OTAは2026年10月1日(木)から12月25日(金)宿泊分まで、旅行会社は10月9日(金)から12月25日(金)宿泊分まで、宿泊施設への直接予約は10月16日(金)から12月25日(金)宿泊分までです。いずれも12月26日(土)チェックアウト分までが対象です。
4	制度全般	対象商品の予約受付開始日はいつですか？	予約方法によって異なります。OTAは2026年9月25日(金)から、旅行会社は10月9日(金)から、宿泊施設への直接予約は10月16日(金)からです。
5	制度全般	予約受付開始日前の既存予約は対象ですか？	対象外です。各予約方法の販売開始日以降に予約された対象商品が対象です。販売開始日前の予約に、販売開始日以降に割引を適用することはできません。
6	制度全般	適用除外日はありますか？	適用除外日はありません。土曜日、日曜日、祝日の宿泊も適用可能です。
7	制度全般	期間中であれば必ず利用できますか？	予算上限に達し次第、キャンペーンは終了します。
8	制度全般	利用回数や連泊数に制限はありますか？	利用回数および連泊数の制限はありません。
9	制度全般	国内旅行者だけが対象ですか？	国内旅行者と訪日旅行者が対象です。
10	制度全般	ビジネス目的の旅行は対象ですか？	対象外です。
11	制度全般	日帰り利用やデユースは対象ですか？	対象外です。
12	制度全般	キャンセルされた旅行は対象ですか？	対象外です。割引支援金は実際に宿泊・旅行が行われた商品に限られ、取消された旅行には申請できません。
13	制度全般	旅行日程が短縮された場合はどうなりますか？	適正な精算を行い、変更後の旅行が引き続き対象条件を満たす場合は、変更後の旅行代金を基に割引支援額を再計算して申請できます。
14	制度全般	旅行券や将来利用できる旅行の権利は対象ですか？	対象外です。旅行者や旅行日が確定していない旅行クーポン券、ふるさと納税返礼品、クラウドファンディングのリターン等は対象になりません。
15	制度全般	対象外期間を含む旅行商品は対象ですか？	旅行契約に定められた旅行期間に対象期間外の日程が含まれる旅行商品は、旅行全体が対象外です。
16	制度全般	九州地方以外での宿泊を含む旅行商品は対象ですか？	対象外です。旅行期間に九州地方以外の宿泊地が含まれる場合、九州地方の宿泊分を含め旅行全体が対象外です。宿泊を伴わない立ち寄り先として九州地方以外を含む場合は対象となります。
17	制度全般※	宿泊とレンタカーがセットになった旅行商品は、割引支援の対象になりますか？	対象になります。ただし、レンタカーは「交通」の要件を満たさないため、交通付き旅行商品の割引限度額は適用されません。
18	制度全般※	割引限度額以内であれば、1人あたりの割引支援額を任意に設定できますか？	設定できません。定められた割引率および割引限度額に基づいて算出してください。
19	制度全般※	帳票類は電子データで保管してもよいですか？	電子データでの保管でも問題ありません。
20	宿泊事業者向け	宿泊施設への直接予約の割引率と上限額を教えてください。	宿泊代金の50%です。上限額は1旅行契約・1人当たり20,000円です。
21	宿泊事業者向け	宿泊施設への直接予約の上限額は1泊ごとに適用されますか？	適用されません。1泊ごとではなく、1旅行契約・1人当たりの上限です。泊数にかかわらず、1人当たりの上限額は20,000円です。
22	宿泊事業者向け	宿泊事業者がキャンペーンに参加するには登録が必要ですか？	必要です。
23	宿泊事業者向け	OTA経由や旅行会社経由でのみ予約を受け付けている場合は登録申請が不要ですか？	必要です。参画承認を受けていない宿泊施設での宿泊は、OTA・旅行会社経由であっても割引支援の対象外となりますのでご注意ください。
24	宿泊事業者向け	宿泊事業者の登録申請はどのように行いますか？	事務局が指定する参画受付システムから申請します。
25	宿泊事業者向け	宿泊事業者の登録申請期間はいつですか？	参画申請は2026年9月30日(水)17:00までです。

26	宿泊事業者向け	宿泊事業者の登録申請に必要な書類は何ですか？	誓約書、営業許可証、口座情報、口座情報を確認できる書類等が必要です。
27	宿泊事業者向け	チェックイン時に必要な対応はありますか？	宿泊利用証明書への旅行者代表者の署名等、マニュアルに定める対応が必要です。
28	宿泊事業者向け	宿泊利用証明書は誰が署名しますか？	旅行者の代表者が旅行当日に署名等を行います。
29	宿泊事業者向け	宿泊利用証明書は事務局へ提出しますか？	通常は宿泊施設で保管します。ただし、事務局等から追加書類として提出を求められた場合は応じる必要があります。
30	宿泊事業者向け	宿泊利用証明書等の精算帳票類の保存期間は何年ですか？	事業終了年度の翌年度から5年間です。
31	宿泊事業者向け	利用者の意思を確認せずに割引を適用してもよいですか？	できません。本キャンペーンを利用する意思を示していない利用者へ、無断で割引を適用してはいけません。
32	宿泊事業者向け	精算はどのように行いますか？	事務局が指定する精算システムを使用します。
33	宿泊事業者向け	精算はどのくらいの頻度で行いますか？	精算スケジュールは、マニュアル等で案内します。
34	宿泊事業者向け	割引支援金はどのように支払われますか？	事業者が指定する金融機関口座への振込です。振込費用は本事業が負担します。
35	宿泊事業者向け	宿泊料金をキャンペーンに合わせて引き上げてもよいですか？	できません。本キャンペーンによる支援を理由に宿泊料金等を不当に引き上げるなど、事業趣旨に反する行為は禁止されています。
36	宿泊事業者向け	チェックイン時の本人確認をオンラインで行ってもよいですか？	オンラインによる本人確認は認められていません。対面での確認をお願いします。
37	宿泊事業者向け	OTAや旅行会社経由の予約でも宿泊利用証明書は必要ですか？	必要です。旅行当日に旅行者代表者の署名等を受け、宿泊施設で宿泊利用証明書を保管してください。
38	宿泊事業者向け	宿泊利用証明書に適切な署名等がない場合はどうなりますか？	宿泊施設で適切に署名等が行われない場合、割引支援対象外となることがあります。
39	宿泊事業者向け※	コテージを10名で1棟貸しとして利用する場合、10名全員が割引支援の対象になりますか？	対象になります。1棟貸しの場合でも、宿泊する人数に応じて割引支援の対象となります。
40	宿泊事業者向け※	オプション料金を割引支援額の算出対象に含めることはできますか？	宿泊料金とは別に追加するオプション料金は対象となりません。ただし、あらかじめ宿泊商品に組み込まれている場合は、その宿泊商品代金として対象となります。
41	宿泊事業者向け※	家電品などのギブアウェイが付いた旅行商品は、割引支援の対象になりますか？	原則として対象となりません。ただし、本キャンペーンを利用しないお客様にも同じ条件で販売している商品については、対象となる場合がありますので、事前に事務局へお問い合わせください。
42	宿泊事業者向け※	自社ポイントを利用する場合、割引支援額はどのように算出しますか？	自社ポイントを支払いに利用する場合は、ポイント利用前の旅行代金を基に割引支援額を算出します。
43	旅行会社向け	対象となる旅行会社を教えてください。	大分県内に事業所を有する第1種、第2種、第3種、地域限定旅行業、旅行業者代理業、観光圏内限定旅行業者代理業のいずれかの登録を受け、参画事業者として指定された事業者です。
44	旅行会社向け	旅行サービス手配業や住宅宿泊仲介業は対象ですか？	対象外です。
45	旅行会社向け	旅行会社が参画する際、大分県内の事業所は必要ですか？	必要です。大分県内に事業所を有し、旅行業法に基づく登録を受けた旅行会社が対象です。
46	旅行会社向け	旅行会社向けの対象商品を教えてください。	大分県の参画登録済み宿泊施設を利用する宿泊サービス単体商品、宿泊を伴う募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行、交通付き旅行商品、大分県の宿泊を含む周遊型旅行商品が対象です。
47	旅行会社向け	登録されていない宿泊施設を含む旅行商品は対象ですか？	対象外です。旅行商品に含まれる宿泊は、本事業へ参画登録されている宿泊施設で提供される必要があります。
48	旅行会社向け	大分県の旅行商品の割引率を教えてください。	旅行代金等の総額の50%です。
49	旅行会社向け	熊本県・鹿児島県を含む商品の割引率を教えてください。	熊本県または鹿児島県での宿泊を含む周遊型旅行商品は、旅行代金総額の60%です。
50	旅行会社向け	周遊型旅行商品とは何ですか？	1つの旅行商品の中で宿泊地が2県以上となる旅行商品です。
51	旅行会社向け	旅行商品の割引支援上限額を教えてください。	1旅行商品1人当たり、宿泊サービス単体商品は20,000円、交通付き1泊商品は20,000円、交通付き2泊以上の商品は30,000円、宿泊地が2県以上の周遊型旅行商品は35,000円です。

52	旅行会社向け	割引支援額の端数はどのように処理しますか？	1円単位を基本とします。旅行会社の業務上の都合など合理的な理由がある場合に限り、100円未満までの切り捨てが認められます。
53	旅行会社向け	複数県を周遊する場合、県ごとに旅行代金を分けますか？	旅行商品全体の割引支援対象旅行代金合計と割引支援額を算出し、割引支援額を県ごとの泊数に応じて按分して、それぞれの県へ申請します。端数が生じる場合は初泊の県へ割り当てます。
54	旅行会社向け	交通付き旅行商品の「交通」は何を指しますか？	旅行会社が出発前までに手配し、旅行代金が確定している運送サービスです。鉄道、バス、船舶、航空機、タクシー等が該当します。
55	旅行会社向け	レンタカーや自家用車は交通付き商品の交通に該当しますか？	該当しません。レンタカーや自家用車は、交通付き商品の判断に用いる運送サービスには含まれません。
56	旅行会社向け	無料送迎や従業員専用の送迎は交通に該当しますか？	該当しません。無料送迎や、スクールバス・従業員専用送迎など特定利用者のみに提供されるものは対象となる運送サービスではありません。
57	旅行会社向け	旅行商品に食事や体験を含められますか？	旅行目的地に相应しく、旅行者自身が旅行期間中に利用し、出発前までに手配・旅行代金が確定しているなどの条件を満たす場合は含められます。
58	旅行会社向け	金券類を含む旅行商品は対象ですか？	原則として旅行全体が対象外です。ただし、使途が券面に記録され、具体的に特定され、旅行目的地内かつ旅行期間内でのみ利用できるなど、定められた条件を全て満たすものは含められる場合があります。
59	旅行会社向け	入湯税は対象ですか？	入湯税は割引対象額に含めることができます。
60	旅行会社向け	ライセンスや資格取得費用は対象ですか？	対象外です。
61	旅行会社向け	旅行者へ案内すべき事項は何ですか？	旅行商品に関連する本事業の規程等を確認すること、および旅行当日に宿泊施設で宿泊利用証明書への署名等が必要であることを案内してください。
62	旅行会社向け	宿泊施設へ通知すべき事項は何ですか？	旅行当日までに、当該予約が本事業の割引支援対象であることと、割引支援対象人数を宿泊施設へ通知してください。
63	旅行会社向け	旅行会社が保存する書類は何ですか？	旅行代金の請求から入金までを証明できる書類、契約内容を証明できる書類、予約番号・割引額・割引後支払額・利用宿泊施設・宿泊人数を確認できる資料等です。
64	旅行会社向け	旅行会社の書類保存期間は何年ですか？	事業終了年度の翌年度から5年間です。
65	旅行会社向け	事務局から追加資料を求められることはありますか？	あります。領収証、宿泊実績や割引支援金算定根拠を示す資料等の提出を求められる場合があります。
66	旅行会社向け	国や県が実施する調査への協力は必要ですか？	必要です。正当な理由なく資料を提出しない場合や、調査を拒否・妨害・忌避した場合は、対象外、交付決定の取消し、割引支援金返還となることがあります。
67	旅行会社向け	旅行者への販売時に表示すべき内容は？	本事業の割引支援を適用した商品であること、本来の価格、割引適用後の支払額が分かるように表示してください。
68	旅行会社向け	取消料は割引支援適用後の支払額を基準に計算しますか？	本事業の割引支援金は旅行代金を減額するものではありません。取消料は各旅行会社の約款等に沿って取り扱い、割引支援金として申請することはできません。
69	旅行会社向け	対象期間の最終日にチェックインし、対象期間終了後も連泊する旅行は対象ですか？	対象外です。旅行契約に定められた旅行期間に対象期間外の日程が含まれる場合、旅行全体が対象外です。
70	旅行会社向け	旅行の一部を意図的に利用しないことを前提とした商品は対象ですか？	対象外です。宿泊を放棄することや、行程の全部または一部に参加しないことを前提とする旅行は対象になりません。
71	旅行会社向け	ノーショーでも旅行代金を全額受領していれば申請できますか？	申請できません。旅行代金を全額受領していても、実際の参加や宿泊がない旅行は対象外です。
72	旅行会社向け	旅行者数を実際より多く申請することはできますか？	できません。参加人数の水増しや架空の参加者による申請は不正な申請に該当します。
73	旅行会社向け	キャンペーンの割引支援分を見込んで旅行代金を引き上げてもよいですか？	できません。割引支援分をあらかじめ上乗せするなど、本来の価格を不当に設定することは禁止されています。
74	旅行会社向け	自社クーポンを併用する場合、割引支援額はどの金額から計算しますか？	価格決定権を持つ事業者が自らの割引支援対象商品に割引クーポンを適用する場合は、クーポン適用後の価格を基準に販売割引支援額を計算します。
75	旅行会社向け	自社の割引支援対象商品だけにポイントを付与できますか？	できません。価格決定権を持つ事業者が、自らの割引支援対象商品に限定してポイントを付与することは禁止されています。
76	旅行会社向け	通常から全会員へ付与しているポイントも禁止されますか？	本事業開始前から恒常的に顧客販促で適用しているものや、広くすべての会員に適用されるもの、第三者原資によるものの付与は妨げられません。
77	旅行会社向け	館内利用券を旅行商品に含めることはできますか？	一定の条件を満たす場合は可能です。使途が記録され、具体的に特定または限定され、旅行目的地内かつ旅行期間内でのみ利用できることなどがが必要です。

78	旅行会社向け	普通乗車券や普通航空券を旅行商品に含められますか？	旅行会社による適切な管理が行われる場合は対象に含めることができます。利用を証明する書類等の保存が必要です。
79	旅行会社向け	旅行者が現地で追加注文した食事や飲み物は対象ですか？	対象外です。出発前までに旅行会社が手配し、旅行代金に含まれている物品やサービスが対象です。
80	旅行会社向け	旅行者が現地で自ら手配したタクシーは対象ですか？	対象外です。旅行会社が出発前までに手配し、旅行代金が確定しているものが対象です。
81	旅行会社向け	片道だけの交通利用でも交通付き旅行商品になりますか？	なります。旅行期間中に条件を満たす運送サービスが含まれていれば、片道利用や旅行途中の利用でも交通付き旅行商品となります。
82	旅行会社向け	交通の到着地と宿泊地が異なる場合でも交通付き旅行商品になりますか？	旅行期間中に条件を満たす運送サービスが含まれていれば対象となり得ます。運送サービスの到着地と宿泊地が同一であることは基準資料上の条件ではありません。
83	旅行会社向け	遊覧飛行は交通付き旅行商品の交通に含まれますか？	含まれません。航空機による移動は対象ですが、遊覧飛行は対象外です。
84	旅行会社向け	遊覧船は交通付き旅行商品の交通に含まれますか？	含まれません。人の運送を行う船舶は対象ですが、遊覧船は対象外です。
85	旅行会社向け	発着地が同じ定期観光バスは交通付き旅行商品の交通に含まれますか？	含まれません。発着地同一型の定期観光バスは対象外です。
86	旅行会社向け	レンタカー代を旅行商品に含めることはできますか？	旅行サービスとして旅行代金に含めることはできますが、交通付き旅行商品の判定に用いる運送サービスには該当しません。
87	旅行会社向け	添乗員やガイドの同行費用は旅行代金に含められますか？	含めることができます。
88	旅行会社向け	受注型企画旅行の企画料金や手配旅行の取扱料金は対象ですか？	旅行計画作成に係る企画料金および旅行業務取扱料金は、旅行商品に含めることができます。
89	旅行会社向け	宴会コンパニオン代を含む旅行商品は対象ですか？	宴会コンパニオン代は対象外です。ただし、その代金を明確に区分できる場合は、総旅行代金から除いた額が対象となり得ます。
90	旅行会社向け	お布施や賽銭を旅行商品に含められますか？	含められません。実質的な喜捨金や寄附に該当するものは対象外です。入館料等は対象となり得ます。
91	旅行会社向け	配宿を伴う特定大会への参加旅行は対象ですか？	対象外となる場合があります。配宿センターが宿泊施設を割り当てる特定大会について、選手、監督、コーチ、スタッフ等の出場・補佐を目的とする旅行は対象外です。
92	旅行会社向け	割引支援金適用済みの商品を別の割引支援対象旅行商品に組み込みますか？	できません。同一の商品に割引支援を重ねて適用することはできません。
93	旅行会社向け	保存書類を提出しない場合はどうなりますか？	正当な理由なく求められた資料を提出しない場合、当該案件が割引支援対象外となることがあります。
94	旅行会社向け	申請内容が不適切だった場合、交付済みの割引支援金はどうなりますか？	交付決定が取り消され、割引支援金の返還を求められる場合があります。
95	旅行会社向け※	電話やインターネットで旅行商品を販売した場合も、割引支援申請書にお客様の署名が必要ですか？	必要です。販売方法にかかわらず、お客様の署名が必要です。
96	旅行会社向け※	会社の慰安旅行(受注型企画旅行)の場合、審査のエビデンスとなる領収書の宛名が会社名でも問題ないでしょうか？	親睦を目的とした旅行であれば可能です。事務局で旅程を確認しますので、お客様との契約前に必ず事務局に相談ください。